

群馬大学ディスティングイッシュト・ヤングリサーチャーに関する要項

令和 5. 6. 27 制定

改正 令和 7. 10. 1 令和 8. 4. 1

(目的)

第1 この要項は、群馬大学（以下「本学」という。）の若手教員のうち、研究活動において顕著な成果を上げた者にディスティングイッシュト・ヤングリサーチャーの称号を授与し、その業績を広く周知することにより、本学における若手教員の研究意欲の向上、研究の一層の推進及び社会への貢献に資することを目的とする。

(資格)

第2 ディスティングイッシュト・ヤングリサーチャーの称号を授与することができる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 常勤の教員のうち推薦年度の4月1日現在の年齢が45歳未満である者
- (2) 専門とする研究分野において学術研究又は社会実装を目指す研究に意欲的に取り組み、顕著な成果をあげた者
- (3) 称号授与式の日までに退職予定でない者
- (4) 推薦時に直近の教員業績評価において評価結果が3以上である者（ただし、推薦時までに教員業績評価を受けていない者は除く。）

(選考)

第3 ディスティングイッシュト・ヤングリサーチャーの称号を授与する者の選考は令和5年度以降3年ごとに行う。

2 ディスティングイッシュト・ヤングリサーチャーの称号を授与する者の選考は、共同教育学部長、情報学研究科長、医学系研究科長、保健学研究科長、理工学府長、生体調節研究所長、医学部附属病院長、理事（教育・評価担当）、理事（研究・企画担当）（以下「学部等の長」という。）からの推薦に基づき、第6に規定する選考委員会の議を経て学長が決定する。

(候補者の推薦)

第4 学部等の長は、第2に規定する資格を満たす者の中から、第5に規定する選考基準に該当する者でディスティングイッシュト・ヤングリサーチャーの称号授与が適当であると認める者をディスティングイッシュト・ヤングリサーチャー候補者（以下「候補者」という。）として学長に推薦することができる。

- 2 学部等の長が推薦できる候補者の人数及び対象者は別表のとおりとする。
- 3 学部等の長は候補者選考の公平性と透明性に配慮し、各学部等内で十分な協議を行う。
- 4 理事（教育・評価担当）と理事（研究・企画担当）は候補者の推薦に当たり総合情報メディアセンター長、大学教育・学生支援機構長、研究・産学連携推進機構長、重粒子線医学推進機構長、未来先端研究機構長、数理データ科学教育研究センター長、食健康科学教育研究センター長、多職種人材育成のための医療安全教育センター長、コアファ

シティ総合センター長及びダイバーシティ推進センター長と協議する。

(選考基準)

第5 ディスティングイッシュト・ヤングリサーチャーの称号を授与する者は、推薦年度を含む過去3年度間において次の各号のいずれか又は複数に該当する者とする。

- (1) 競争的研究費、企業との共同研究、受託研究等の外部資金獲得において顕著な実績があり、今後の研究の発展が期待される者
- (2) 国際的に高い評価を得ている学術誌等の論文掲載や学会表彰等において顕著な実績があり、今後の研究の発展が期待される者
- (3) 知的財産権の取得において顕著な実績があり、今後の研究の発展が期待される者
- (4) 前各号に準ずる顕著な研究実績があり、今後の研究の発展が期待される者

2 前項各号の実績の判定に当たっては各研究分野の特性に配慮する。

(選考委員会)

第6 ディスティングイッシュト・ヤングリサーチャーの称号を授与する者の選考を行うため、選考委員会を置く。

- 2 選考委員会は学長及び理事（非常勤を除く。）をもって組織する。
- 3 選考委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。
- 4 委員長は、選考委員会を主宰する。
- 5 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。
- 6 選考委員会は、学部等の長から推薦された候補者の適切性について審議し、適切であることを確認した場合は当該候補者について学長に報告する。
- 7 推薦者は自身が推薦した候補者の審議には参加できない。
- 8 前各項に定めるもののほか、選考委員会に関し必要な事項は、選考委員会が別に定める。

(称号授与)

第7 学長は前項の報告を受け、ディスティングイッシュト・ヤングリサーチャーの称号を授与する。

- 2 ディスティングイッシュト・ヤングリサーチャーの称号授与期間は3年度以内とする。
- 3 ディスティングイッシュト・ヤングリサーチャーの称号授与の回数は、これを制限しない。
- 4 称号授与にあたって学長は別紙様式の称号授与証を交付する。

(業績の広報)

第8 ディスティングイッシュト・ヤングリサーチャーの称号を授与された者は称号授与式及び記念講演会等に参加し、研究業績の広報に協力するものとする。

(称号の取り消し)

第9 ディスティングイッシュト・ヤングリサーチャーの称号を授与された者がその名誉を汚す行為をしたと認められる場合は、学長は称号の授与を取り消すことができる。

(事務)

第10 ディスティングイッシュト・ヤングリサーチャーに関する事務は、研究推進部にお

いて処理する。

(要項の改廃)

第11 この要項の改廃は、学長が行う。

(雑則)

第12 この要項に定めるもののほか、ディスティングイッシュト・ヤングリサーチャーに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4関係）

学部等の長	推薦できる候補者の人数	対象者
共同教育学部長	1人以内	共同教育学部又は大学院教育学研究科の主任を命じられた者
情報学研究科長	1人以内	情報学研究科の主任を命じられた者
医学系研究科長	2人以内	大学院医学系研究科の主任を命じられた者
保健学研究科長	1人以内	大学院保健学研究科の主任を命じられた者
理工学府長	2人以内	大学院理工学府の主任を命じられた者
生体調節研究所長	1人以内	生体調節研究所の主任を命じられた者
医学部附属病院長	2人以内	医学部附属病院の主任を命じられた者
理事（教育・評価担当）	1人以内	総合情報メディアセンター，大学教育・学生支援機構，研究・産学連携推進機構，重粒子線医学推進機構，未来先端研究機構，数理データ科学教育研究センター，食健康科学教育研究センター，多職種人材育成のための医療安全教育センター，コアファシリティ総合センター又はダイバーシティ推進センターの主任を命じられた者
理事（研究・企画担当）	1人以内	

称号授与証

〇〇 〇〇 殿

あなたは群馬大学の研究活動において顕著な
成果をあげられました

ここにその業績をたたえディステイングイッ
シュト・ヤングリサーチャーの称号を授与し
ます

〇年〇月〇日

群馬大学長

〇 〇 〇 〇 印

(規格A4)